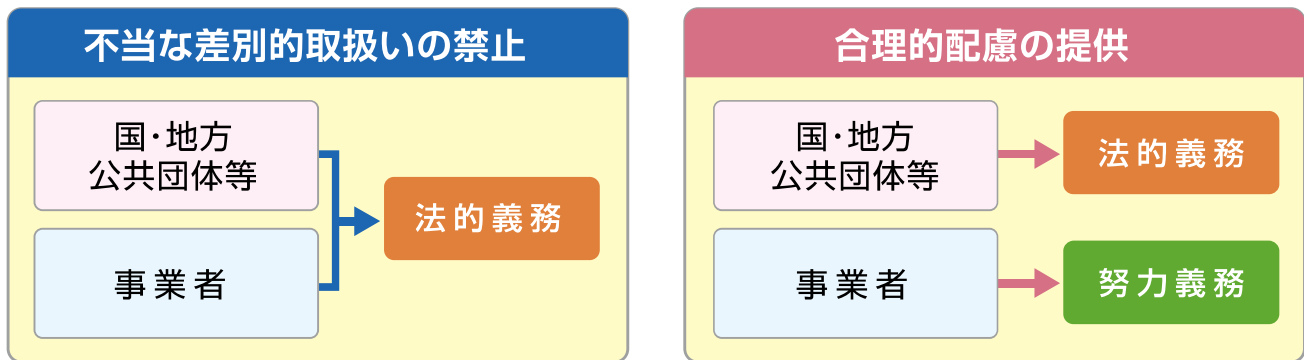


障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項： 障害を理由とする 差別等の権利 侵害行為の禁止	第2項： 社会的障壁の 除去を怠ること による権利侵害の 防止	第3項： 国による啓発・ 知識普及を 図るための取組
------------------------------------	---------------------------------------	---	-------------------------------------

具体化

差別を解消するための措置



不当な差別的取扱いとは

障害者差別解消法では、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供にあたり場所・時間帯などを制限する、障がいがない人に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がいのある人の権利利益を侵害することとしています。

具体的な差別的取扱い

窓口での対応
を拒む

本人の同意なく
対応の順番を後
回しにする

資料等の送付や
パンフレットの
提供を拒む

レストランなど
で入店を拒む

タクシーやバス、
電車などの乗車
を拒む

など